

令和3年1月20日

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下 雅俊 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 殿

ビルメンテナンス議員連盟

会長 伊吹文明

2021年度 業界課題に関する要望について

令和2年11月に全国ビルメンテナンス政治連盟より受けた要望に対し、議連所属の議員が各省庁関係部署へ交渉を行って参りました。

つきましては、ビルメンテナンス議員連盟として、各省庁との交渉による回答内容を精査し、各要望に対し別紙の通り報告致します。

要望事項 1

外国人材の受け入れおよび特定技能に係る在留書申請の簡略化

- ① ビル設備管理分野における外国人材（特定技能 1 号）の受け入れ職種の追加をお願いします。

回答 出入国在留管理庁政策課

特定技能の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度関係機関において検討を行うこととなります。

分野を所管する行政機関から申入れがあれば、関係機関と協議し、十分な検討を行ってまいります。

回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

業界内で特定産業分野にビル設備管理を追加したいという要望があるということは承知しており、現在、（公社）全国ビルメンテナンス協会に、ビル設備管理業における人手不足の状況、生産性向上のための取組等の分野追加の申し入れに必要なデータの収集をお願いしているところです。

【総括・評価】

コロナ渦ということもあり、特定技能はどの業種も想定した通りに進んでいないが、特定技能のビル設備管理分野の追加にあたって、厚生労働省から全国ビルメンテナンスヘデータ収集を依頼する段階に入ったことは評価できる。平常時に戻った際に更なる人手不足が起こることを想定し、分野追加が実現できるよう準備を進めてもらいたい。

- ② 特定技能に係る在留諸申請に関する提出書類の省略化をお願いします。

回答 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

申請書類の簡素化については、現在「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）」に掲げた施策を速やかに実施すべく検討を進めています。

また、留学生の納税や社会保険料の加入等の公的義務の履行についても、今年度、留学生を受け入れる日本語学校などの教育機関に対して留学生への周知・指導を行うよう依頼を行っています。

今後も、制度を利用される方の声に耳を傾けながら制度がわかりやすいものとなるよう改善や充実に努めてまいります。

【総括・評価】

書類の簡素化について、速やかに実施すべく検討を進めている点は評価できる。留学生に対して、納税や社会保険料の加入等について、日本語学校等への働きかけは浸透することを期待する。

運用基準の緩和については、制度が始まったばかりで今後の課題として見守りたい。

要望事項2

コロナ禍におけるビルメンテナンス業の存続・維持のための助成等支援について

① ビルメンテナンス業務を指定管理者制度により受託している施設に対する財政支援をお願いします。

回答 総務省自治行政局行政経営支援室

- 指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く自治体の自主性に委ねられている。
- 自治体と指定管理者の間では、業務の範囲等については自治体の条例、細目的事項については両者の協議に基づき締結する協定等により定めることとされており、その中で、リスク分担に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいことについて、これまで助言を行ってきた。
- 今回の新型コロナウイルス感染症についても、感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、協定等または自治体と指定管理者との協議により決定した取扱いに基づき適切に対応すべき旨の助言を行っており、協定等において取扱いが明確でない場合は、自治体と指定管理者との間で別途協議を行い、適切に対応するよう促している。
- なお、コロナ禍における国の各種支援制度については、指定管理者である事業者においても活用が可能と聞いており、こうした支援制度の趣旨・目的に沿った活用についてもご検討いただきたい。

【総括・評価】

令和2年6月12日付けで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて契約に係仕様書等の見直しや、適切な環境整備を図るよう通知を行ったことは評価したい。

一方、足元の指定管理者制度受託事業者の経営状況は厳しさを増すばかりで、状況の改善には至っていない。先の通知内容が浸透し、多くの自治体で協議が行われることを強く望む。

② 医療施設等への環境衛生業務や感染予防のため業務等、仕様書変更による追加業務を行う際の費用の適正な支出をお願いします。

回答 総務省自治行政局行政課

- 総務省では、厚生労働省からの依頼を踏まえ、令和2年6月12日付けで各都道府県宛に新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて通知を発出しました。
- 当該通知においては、契約締結時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた新たな措置を講じるための当該契約に係る仕様書等の必要な見直し、それに伴う適切な契約変更や予算措置等を適切に講じ、庁舎等における感染の拡大を防止するための措置を継続して実施できる環境整備を図るよう地方公共団体へ技術的助言を行いました。
- また、これまでも地方公共団体の担当者を集めた会議や中小企業庁主催の官公需確保対策地方推進協議会において、ビルメンテナンス業を含めた入札・契約の留意点などの周知徹底を図っています。
- 今後も、厚生労働省とも連携しながら、地方公共団体に対して、様々な機会を通じて助言してまいりたいと考えています。

【総括・評価】

通知を行ったことは評価したいが、医療施設等への環境衛生業務は、通知発出時点から状況は一変しており、ビルメンテナンス事業者への費用的負担は増すばかりである。新たな通知の発出等、現場の負担軽減を図るべく、追加の措置をとるよう政府側に継続的に要望をしていく。

③ 医療施設等感染リスクの高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現をお願いします。

回答 厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、医療経理室、労働基準局補償課

- 医療従事者の支援については、第二次補正予算において、当初全く未体験であった新型コロナウイルスとの闘いの最前線で、感染すると重症化するリスクが高い患者と接しながら業務に当たり、様々なご苦勞をされた医療従事者等に対し、一時金として職員1人当たり最大20万円の慰労金を給付しているところです。
- 医療機関等における清掃作業従事者等については、当該従事者等を雇用しているビルメンテナンス事業者が医療機関等と何らかの業務委託契約を締結している場合、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に給付の対象となり、医療機関等における業務内容によって判断されるものと考えております。

- また、現在の感染拡大を踏まえ、医療提供体制の確保に万全を期すため、これまでの補正予算・予備費による約3兆円の支援に加え、今般の第3次補正予算案において、医療機関等が民間事業者へ清掃等を業務委託することに活用可能な、感染拡大防止等の補助などの経費を盛り込み、周知したところです。
- さらに、医療機関が清掃業務を民間業者に委託するに当たっての参考となるよう、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃を受託可能な民間業者の一覧を作成し、令和2年12月25日付けで都道府県を通じて医療機関に提供したところです。
- なお、医療機関等での清掃業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災保険給付の対象となることです。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症に最前線で対処する方々の処遇がしっかりと確保されるよう、自治体と緊密な連携のもと、こうした支援が一刻も早く現場の医療機関に届くよう全力を挙げつつ、医療従事者等への支援に引き続き取り組んでまいります。

回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

- ビルメンテナンス業界に対するマスクや手指消毒用品等の衛生用品の配布といった支援は実施していませんが、マスク、防護服等といった不足している物品の購入が可能な事業者等が把握できた場合は、随時、(公社)全国ビルメンテナンス協会に情報提供させていただいたところです。
- また、消毒用エタノールが不足しているとの要望をいただいた際には、消毒用エタノール以外にも新型コロナウイルスへの効果が認められている消毒方法を示したリーフレットについて、地方自治体・協会を通じてご紹介したところです。

回答 厚生労働省 保険局 医療課

- 診療報酬においては、寝具等を含む療養環境の提供に係る費用については、入院料等に含まれており、包括的に評価をされているところ。(※)
- (※) 入院料を算定するに当たっては、以下を満たす必要がある
- (1) 患者の状態に応じて寝具類が随時利用できるよう用意されていること。
なお、具備されるべき寝具は、敷布団(マットレスパッドを含む。)、掛布団(毛布、タオルケット、綿毛布を含む。)、シーツ類、枕、枕覆等である。
- (2) 寝具類が常時清潔な状態で確保されていること。シーツ類は、週1回以上の交換がなされていること。
- (3) 消毒は必要の都度行われていること。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、
- ・入院における必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価するため、二類感染症患者入院診療加算を算定できることとする
 - ・ICU等における管理が必要な重症の新型コロナウイルス感染症患者について、特定集中治療室管理料等を通常の3倍に引き上げる
- といった対応を実施しているところ。
- ご指摘の診療報酬に環境衛生も含めることについて、既に入院料等に含まれており、また、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応の中においても包括的に評価をされている。

【総括・評価】

医療従事者慰労金の対象に医療機関で働く清掃業務従事者も加えていただいたことは大変感謝したい。また、3次補正予算の中に清掃等の業務委託に活用可能な予算が盛り込まれたことに対し、補助の正しい活用に期待している。

衛生用品や防護服等の調達においては今後とも情報を共有してもらいたい。

追加要望事項

- ① **新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業の「医師以外の医療従事者が行う清掃業務等」における外部委託利用時の対応方法について、明確な取扱をお願いいたします。**

回答 厚生労働省 医政局 医療経理室

- 新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への支援については、これまで新型コロナウイルス緊急包括支援交付金等により支援を行ってきた。
- 令和2年12月14日に、クラスターが発生した医療機関等への財政的な支援として、看護師等の負担軽減の観点から、当該交付金等を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能であることを改めて周知したところである。
- また、感染者の急増に伴い、新型コロナ患者の受入病床と人員を確保するため、1床当たり1500万円から450万円を上限とする新たな補助事業を令和2年12月25日に創設したところである。
- 当該補助金は、医療従事者の処遇改善・確保等により受入体制を強化することを目的としており、当該補助金においても看護師等の負担軽減の観点から、消毒・清掃・リネン交換等の委託料に活用が可能としている。

(参考) 医薬・生活衛生局生活衛生課が作成している Q&A においても、通常時と比較して、清掃作業従事者一人あたり約 2 万円の追加費用が発生することを示したところである。

- なお、委託事業者が新型コロナ患者等の対応を行う職員の手当に対応する場合において、医療機関は当該補助金を活用して委託料を増額することも可能である旨を Q & A として医療機関へ周知しております。
- 引き続き、新型コロナ患者の受入体制を強化するため、当該補助金の活用等について医療機関等へ周知してまいりたい。
- 医薬・生活衛生局生活衛生課が作成している Q&A においても、通常時と比較して、清掃作業従事者一人あたり約 2 万円の追加費用が発生することを示したところである。

【総括・評価】

令和2年12月25日に新たに創設された補助金に関し、医療機関が当該補助金を活用して委託料を増額できる旨のQ&Aを周知したことは評価できる。

医療機関と受託業者が補助事業を理解し、積極的な協力関係が出来ることを期待する。

要望事項3

官庁施設のより適切な維持管理の実現

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部が発出する「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」に基づく発注の義務化をあらためてお願いします。

回答 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部計画課 保全指導室

- 公共建築物の適切な維持管理のため、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、各発注者は、個別施設の現場条件等を踏まえた適切な仕様書を作成する必要があるとされているところです。
- 国土交通省では、国が所有する建築物（官庁施設）の保全水準の確保に資することを目的として、一般的な保全業務の内容等を定めた建築保全業務共通仕様書を作成しており、当該仕様書は、個別施設の仕様書の作成にあたって参考として頂けるもので、上記ガイドラインにおいても参考として示されているところです。
- 当該仕様書については、作成の際に各省各庁に文書で通知し、周知を図っているところですが、昨年度の懇談会を踏まえ、官庁施設の施設管理者に活用状況を確認したところ、存在を知らない施設管理者がいる状況でした。
- このような状況を踏まえ、国土交通省が主催する各省各庁の保全業務担当部局を対象とした会議や研修の場を通じて、品確法やガイドラインと併せて説明するなどし、より一層の共通仕様書等の周知・普及に努めてまいります。

【総括・評価】

昨年の要望を踏まえ、保全関係基準類の使用実態調査を行ったところは一定の評価はできる。一方、調査の結果、存在を知らなかった施設管理者が少なからず存在し、周知・普及がまだまだ行き届いていない現状が露わになったことから、引き続き継続的な現状調査と足元の履行確認、並びにより強い形での発出方法をとるよう要望していきたい。

② 最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式の更なる推進をお願いします。

また、最低制限価格制度を導入している場合、人件費を考慮して落札率の90%を下回らないよう、特段の配慮をお願いします。

③ 公共工事と同様に契約期間内に最低賃金が上昇した場合、請負金額の変更協議について特例措置を認めて頂きたいをお願いします。

④ 入札契約適正化法・品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について調査・結果公表をしていますが、同様に役務の調達についても調査・結果公表をして頂くようお願いします。

②～④回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

○令和元年6月に品確法が改正され、発注者の責務として、「目的物について適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない」と規定されたことを受け、厚生労働省においても「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を先般改正し、各省庁・各都道府県の会計担当課あて、周知したところです。

○改正ガイドラインにおいては、次のようなことを求めています。

- ・ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底
- ・ 年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算の確保の検討や人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った場合は、適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れる等により、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮。

○また、「本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に考慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する」としているところであり、調査時期・調査項目等については、今後、(公社)ビルメンテナンス協会と調整した上で、適切に実施することとしています。

○厚生労働省においては、各発注者に本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただけるよう、協会と協力し、引き続き周知徹底に努めてまいります。

【総括・評価】

改正ガイドラインについては問題点の改善につながるものと評価できる。今後、ガイドラインの実効性について見守っていきたい。

要望事項 4

社会保険の適用拡大に伴う支援について

- ① 今般の年金法改正に伴う社会保険適用拡大の際は、事業者の経営支援に繋がる補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施して頂くようお願いします。

回答 厚生労働省 年金局年金課、保険局保険課、雇用環境・均等局有期・短時間労働課

- 本来、被用者である者には被用者保険を適用することが原則ではあるが、適用拡大は負担面での企業への影響が大きいことから、これを進めるに当たっては、中小企業の経営への配慮も欠かせない。
- こうした要請がある中で、関係者の意見を丁寧に聞きつつ議論を重ねた結果を受けて、昨年5月に成立した改正法においては、「2022年10月に100人超規模の企業まで、2024年10月に50人超規模の企業まで適用」することとした。
- 今後は、適用拡大の円滑な施行に向け、中小企業にしっかりと対応いただける環境整備に取り組むことが重要と考えている。
- 具体的には、
 - ・3,000億円を上回る、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金による生産性向上支援
 - ・短時間労働者の被用者保険加入と処遇改善を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援について、助成額の引上げ、新たな支援メニューの創設、周知の取組の強化を行ってきたほか、
 - ・企業が適用拡大の意義を的確に理解し、労働者への丁寧な説明を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援を行う事業を実施することとしており、これらの施策を通じて企業の前向きな対応を支援してまいりたい。

【総括・評価】

昨年5月に成立した社会保険の適用拡大を主とした改正法の際に、適用時期の2年先送り、また段階的拡大によって多少の緩和はされた。

しかし、他の業種よりも労務集約型のビルメンテナンス業にとって、このコロナ渦に価格転嫁していけるのか大きな不安である。状況を注視していきたい。

要望事項5

デジタル化・オンライン化の促進

- ① 法定講習会の実施方法を見直せるように集合研修前提の講義時間による管理ではなく習熟結果重視でお願いします。

回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

- 清掃作業監督者講習等については、科目、時間数及び講習等を教授する者等の基準を省令で規定しておりますが、その基準に適合している場合は、集合形式、オンライン形式に関わらず、登録を認めています。
- 今般、(公社)全国ビルメンテナンス協会より、
- ① 講習はオンラインで実施
 - ② 科目が修了する都度、確認試験をオンラインで実施
 - ③ 全講習の修了試験は CBT 方式で判定
- という方法により、清掃作業監督者講習の登録申請があったところ、申請内容が厚生労働省で定める登録基準を満たしていたことから、清掃作業監督者講習機関として、厚生労働大臣の登録を認めたところでした。
- なお、建築物環境衛生管理技術者講習の科目及び講義時間については、法改正が必要になることから、丁寧な検討が必要になると考えています。

【総括・評価】

清掃作業監督者講習において、オンラインによる講習、確認試験、終了試験が認められたことは評価したい。講習時間に関しては、法律に時間が定められていることから丁寧な検討が必要になることは理解できるが、今後期待したい。

- ② 技能検定試験におけるデジタル化・オンライン化の積極的な指導・支援をお願いします。

回答 厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室

- 技能検定試験の実施にあたっては、三密（密閉、密集、密接）を回避し、感染リスクを防ぐため、「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を取りまとめ、指定試験機関において、徹底した感染防止対策の下での安全な技能検定の実施を図るよう通知している（※1）。

（※1）令和2年5月29日付け開評発0529第2号「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの策定について」、令和2年12月16日付け開評発1216第2号「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの改訂について」。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>

○ご要望いただいた、学科試験におけるC B T試験の活用による小規模・少人数での随時開催（※2）や実技試験の動画審査については（※3）、単に感染リスクを防止する観点からだけではなく、試験の適正性の担保に加え、不正防止対策など技術面、運用面において課題があるため、中長期的な課題として認識しているところであり、引き続き検討を進めてまいりたい。

（※2）CBT(Computer Based Testing)方式においても、セキュリティの確保等から試験会場(テストセンター)を指定して受検させるなど、集合試験を前提としている場合もある。また、自宅等でオンライン受検する場合は、なりすまし対策などの不正防止対策について、検討が必要。

（※3）実技試験の動画審査については、撮影者と受検者は対面にならざるを得ないこと、実技を審査する技能検定委員の視点に基づく撮影が可能か、再度撮影する事態(試験のやり直し)が生じないかなどの課題もある。

【総括・評価】

技能試験において、CBT試験だけでは適正性の担保や不正防止対策などに課題があることは理解出来る。しかし、時代の流れとしてCBT試験を組み合わせながら改善できる部分はないか中期的な課題としたい。

要望事項6

建築物衛生法改正に関する事項

- ① 特定建築物対象範囲の拡大（現行 3,000 m²以上を 2,000 m²以上に拡大）をお願いします。
- ② 建築物環境衛生管理技術者の選任義務緩和をお願いします。

①～②回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

- 延べ面積が 2,000 m²以上の中規模建築物における衛生管理状況については、2017 年から 2019 年まで厚生労働省科学研究費補助金により研究を実施しました。
- この研究成果に基づき、特定建築物対象範囲の拡大の必要性等について、建築物衛生・公衆衛生の有識者に加え、ビルメンテナンス団体等で構成される検討会において、今後、検討を行うこととしています。
- また、規制改革ホットラインにおいて「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」という要望が出されたことを受け、管理技術者の兼任要件についても、本検討会で検討を行うこととしています。
- 管理技術者の兼任要件の検討にあたっては、地方自治体の運用状況を把握した上で、管理技術者の兼任の可否を判断するための一定の目安を示したいと考えています。

【総括・評価】

以前から要望を続けてきた特定建築物対象範囲の拡大に向けて有識者検討会で議論が始まることは、一定の前進があったものと評価したい。

また、管理技術者の兼任要件が本検討会で議論が始まると同時に、管理技術者の兼任の可否について、厚生労働省から一定の目安を示していただけることに期待している。